

介護保険料の基準額が変わりました

平成 24 年 4 月から

基準額：49,200 円 → 58,800 円

保険料の詳細については、7月の介護保険料決定通知書発送時にパンフレットを同封します。

65 歳以上の人の介護保険料の減免制度

町では、所得が低い介護保険被保険者に対し、介護保険料の減免を実施しています。減免の要件は次のとおりです。

対象者	①保険料の区分が第1段階または第2段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人	②保険料の区分が第3段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人
要件	(1)あなたと家族に所得がないこと (2)あなたと家族の前年1年間の収入合計金額が、①のとき60万円、②のとき120万円以下であること (収入金額には遺族年金、障害年金等を含みます。) (3)住民税が課税されている人に扶養されていないこと (4)住民税が課税されている人と生計を共にしていないこと (5)資産(住居以外の土地、家屋等)などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる人	
減免後の保険料	年間 14,700 円 (第1段階の1/2相当額)	年間 29,400 円 (第2段階相当額)

問い合わせ先 役場いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3111 内線 132・133

申請に必要なもの

- ・印かん
- ・交付を受けている手帳
- ・現在受給中の年金証書

身体障害者福祉年金 申請を受け付けています

※昨年末までに申請して、受給している人は申請の必要はありませんが、現況届(はがき)を必ず提出してください。

受給資格(平成 24 年 4 月 1 日現在で、次の条件をすべて満たす人)

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている人
- ②1年以上益城町に在住し、住民基本台帳に登録されている人
- ③障がいに関する公的年金を受給していない人

支給額

5,000 円(年1回)

受付期限

7月31日(火)まで

各相談員を紹介します

4月1日付で身体障がい者相談員と知的障がい者相談員が委嘱されました。

相談員は、障がいのある人の暮らしや利用できるサービスについての相談、アドバイスを通じて、障がい者と関係機関とのパイプ役を担っており、相談活動により町民に障がい者福祉に関心を高めてもらうことを目的としています。

秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。

身体障がい者相談員

馬場 孝 宮園 749 番地 1 ☎ 286-7630
野田 正徳 木山 472 番地 ☎ 286-2268
三村 伴春 安永 678 番地 ☎ 286-2711

知的障がい者相談員

玉作 恵子 広崎 1006 番地 2 ☎ 286-0056

問い合わせ先 役場福祉課福祉係 ☎ 286-3111 内線 171・172